

令和6年12月9日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和6年第4回松島町議会定例会会議録(第3号)

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 菅野隆二君 | 2番 | 米川修司君 |
| 3番 | 櫻井靖君 | 4番 | 櫻井貞子君 |
| 5番 | 中島一都君 | 6番 | 後藤良郎君 |
| 7番 | 赤間幸夫君 | 8番 | 高橋幸彦君 |
| 9番 | 阿部幸夫君 | 10番 | 今野章君 |
| 11番 | 小澤陽子君 | 12番 | 片山正弘君 |
| 13番 | 高橋利典君 | 14番 | 色川晴夫君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

| | |
|-----------|--------|
| 町長 | 櫻井公一君 |
| 副町長 | 熊谷清一君 |
| 総務課長 | 千葉繁雄君 |
| 財務課長 | 安土哲君 |
| 企画調整課長 | 千葉忠弘君 |
| 町民福祉課長 | 相澤光治君 |
| 健康長寿課長 | 齊藤恵美子君 |
| 産業観光課長 | 太田雄君 |
| 建設課長 | 岩渕茂樹君 |
| 会計管理者 | 佐藤進君 |
| 会計課長 | 大宮司綾君 |
| 水道事業所長 | 赤間春夫君 |
| 危機管理監 | 田瀬高広君 |
| 総務課総務管理班長 | 岸淳一君 |
| 教育長 | 内海俊行君 |
| 教育次長兼課長 | 蜂谷文也君 |

事務局職員出席者

事務局 長 千葉浩司 主 査 清水啓貴

議事日程 (第3号)

令和6年12月9日(月曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議員提案第2号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 〳 第 3 議案第 75号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 4 議案第 76号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 〳 第 5 議案第 77号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 6 議案第 78号 松島町町税条例の一部改正について
- 〳 第 7 議案第 79号 指定管理者の指定について
【松島町野外活動センター】
- 〳 第 8 議案第 80号 指定管理者の指定について
【松島町健康館デイサービスセンター】
- 〳 第 9 議案第 81号 指定管理者の指定について
【松島町松園デイサービスセンター】
- 〳 第10 議案第 82号 指定管理者の指定について
【品井沼農村環境改善センター】
- 〳 第11 議案第 83号 指定管理者の指定について
【松島駅前駐輪場】
- 〳 第12 議案第 84号 令和6年度松島町一般会計補正予算(第5号)
- 〳 第13 議案第 85号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 〳 第14 議案第 86号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 〳 第15 議案第 87号 令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〳 第16 議案第 88号 令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)
- 〳 第17 議案第 89号 令和6年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)

- 〃 第18 議案第 90号 令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）
 - 〃 第19 委員会の閉会中の継続審査・調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回松島町議会定例会を再開します。

傍聴の申出がございますのでお知らせします。-----です。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番小澤陽子議員、12番片山正弘議員を指名いたします。

日程第2 議員提案第2号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第2号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議員提案第2号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第75号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1点だけ。扶養手当の見直しのところなんですけど、資料を見ると、お子さんがいらっしゃる職員の方は、令和8年度に1人当たり1人3,000円プラスというのは分かるんですけど、配偶者のところで見ると、マイナス6,500円だったり、マイナス3,500円の形になるというところがあって、これを見ると、それを下げてここに3,000円というのはちょっとどうなんだろうというところ、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応ということが記載されてあるんですけど、この辺をどのように受け止めればいいのかかと、改めてご説明いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 議運のときにもちょっと申し上げたんですが、詳細はちょっと正直分かりかねます。

ただ、今言われたとおり、このほうに重点を置いて社会一般的に言われているとおり、配偶者の方については、しっかり労働の担い手として働いてもらうという国の趣旨の考え方でこういう配偶者手当の見直しなのかなというふうに思います。

町としては、やっぱり国の制度に原則従うということですので、同じような対応をさせていただくということです。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 受け取り方によっては、配偶者は手当減らすから働けみたいに受け取る方もいらっしゃるかもしれないので、もちろん、原則に従うというのは分かるんですけど、その辺も把握しながら今後、やっていただければと思います。以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。私も同じように資料を使わせてもらって、月例級の部分でありますけれども、今回の平均改定の部分をずっと見ますと、1級、2級という、やはり1級、係員相当職、2級、主任等相当職、松島町のこの一般職に係る俸給表は、1級から7級までの等級表を使っておられると思うんですけども、この部分の示されている資料はあくまで国公の、いわゆる国家公務員の給与表を対象にして見えていますけれども、その辺で松島に置き換えた場合に平均年齢でどれくらい等々、さらに先日のお話の続きでありますけれ

ども、説明の部分をちょっと詳細に教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） おっしゃるとおり、給料表については国と同様のものを1級から7級使っています。

ちょっと質問に対しての答え方とは異なりますけれども、今回若年層から30代に重点を置くということで、例えば1級の場合ですと、月額給にして大体1万500円から2万6,100円上昇します。ここのところが大体2割、全職員数のうち2割がそうです。

2級にあっては大体1万4,000円から2万400円の間で上がると。ここが大体10%ということで、大体3割の方が一番上がり幅の多いところに所属しています。

あと、3級では4,000円から大体1万6,000円の間で上昇しています。ここも約3割おります。

あと、4級は4,000円から6,000円前半の幅で一応上昇するというので、約十五、六%ぐらいの割合を進めています。

5級にあっては、これは班長級になりますが、大体4,000円から9,000円弱の間での上昇率ということで、ここも大体16%ぐらいおります。

あと、6級、7級が課長級になりますけれども、ここは大体もう4,000円半ばから5,000円の間での上昇幅ということで、合わせて約10%ぐらいの上昇幅になっております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 分かりました。

一般職ですから、松島の場合は、今、定数的に、この後、補正予算等で見ると大体百四十六、七名に対しての今の総務課長の答弁なのかなと、割合が。そういう職員の年齢構成ピラミッドというんですか、そういったものに該当しているのかなと、内容が。そういう割合で今回の対象者のベースアップ分だよというふうな説明かと思うんです。どうもありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに。櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。すいません、通勤手当のことでちょっと教えていただきたいんですけども、通勤手当の支給要件を拡大したということで、上限を5万5,000円というふうになって、この資料によると、在来線の運賃相当額とかと、新幹線利用の方というふうな説明があるんですが、交通用具を使用した部分の通勤手当とかという部分について、宮城県の人事委員会のほうでは、そういうガソリン代の上昇によって非常にそういう意味では勘案して引き上げる。当町では該当する人はいないのかというのは思うんですが、そうい

う部分についても引上げを拡大するというような形で考えていらっしゃるのか確認したいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これはあくまでも上限ということですので、仮にそういった事情で必要性が生じてなった場合にあくまでも上限です。今、通勤手当の受給者というのは大体120名ぐらいおります。その中で、例えば電車であれば、今、1か月の定期代にすると大体2万円をちょっと超えるぐらいです。あと、車の通勤でも大体2万円ぐらいですので、15万円の上限というのは、あくまでも例えば家庭の事情などでどうしても県外に居住してそこから通勤しなければいけないとか、そういった事情を考慮してのことだというふうになっております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。意外と今は育児とか介護で県外からどうしても通わなくちゃいけないという部分もあるので、そういう部分も含めて考えられたんだと思います。よく分かりました。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。今野議員。

○10番（今野 章君） 今回の人事院勧告、30年ぶり、33年ぶりぐらいの大幅改定だということ、2.76%の引上げになると、こういうことでありますけれども、皆さんもこの間のことをご存じのように、失われた30年というようなことで、基本的には実質賃金が物価上昇に追いつかなくて目減りをしてきたと、そういう時代だったということもありまして大幅改定とされているわけですが、だからといって喜んでいるわけにもいかないのかなあと思っている次第でございます。

今、とりわけ昨今の物価上昇という状況の中で考えますと、今回のこの給与表改定については、先ほどの質問に総務課長からも答弁ありましたように、若年層を中心に一定程度の改定がされたということは大変よかったのかなと思っておりますが、逆に中高年層に行くと、頭打ち状態といいますか、伸びそのものが今の物価上昇になかなか追いついていないんじゃないかと。そういった中高年層に対する手当という部分では非常に不足もしているんじゃないかというふうに思うんですが、その辺、ひとつどんなふうに執行部として受け止めておられるのか、その辺についてのご見解をまずお聞きをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確かに今、今野議員がおっしゃったように、例えば4級の場合だと

平均改定率が約2%ぐらいです。あと、5級、6級、7級だと1%半ばぐらいの改定率なんですけれども、やっぱり給料表は国との均衡ということでこの給料表を使わざるを得ないと。あと仮にできる手だてとすれば、例えばの話ですけれども、管理職員の勤務手当で対応するとか、そういった方法は確かにあるんですが、ただ、それもやっぱり国の標準的な目安というのがございまして、例えば5級管理職であればこのぐらいとか、6級管理職であればこのぐらいとかという目安がありますので、極端な値上げというのはなかなか実際難しいのかなと。

実際、国の俸給表と普通というか、一般の市町村は同じ給料表を使っていますので、使っていないのは仙台市と宮城県だけですので、なかなかそこはちょっと対応が現実的にはできないのかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 人事院勧告なので、なかなか私が聞いたからといって追いついてないのが現実だと、認めてもできないと、こういう状況になっているんだとは思いますが、やはり人事院勧告制度そのものの問題点もその辺にあるのかなあというふうに思っております。

そこで、本町には職員組合が多分あったかと思うんですが、今回の人事院勧告に基づいてこの話合いといいますかね、何かなされたのかどうか、組合のほうからの様々な要望等があったんだとすれば、その辺についてどんな話合いが行われたのかも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の件に関しては、たしか11月28日だったと思いますが、職員組合の役員の方へ、今回提案する改正内容について同様の資料で説明をさせていただきました。

その時点では、今回若年層の改定幅が一定の幅があるということで、特にそれ以上のといいますか、そういった意見はちょっと出てはおりませんでしたけれども、説明のほうはそういう形でさせていただきました。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） そうしますと、とりわけそれ以外に職員組合のほうからは要望なかったということでよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） この給与改定に関する説明ではございませんでした。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 次ですけれども、一時金の関係で去年も同じようなことを言っているんですが、期末手当と勤勉手当の関係で一時金がまとまっているわけなので、勤勉手当というものは結局能力と実績、そういったものを踏まえて手当がされていくということになるんだと思うんですが、そうすると、勤勉手当が適用されない職員もまた出てくる可能性があるわけですね。その場合に職員の生活給の保障がそこで差がどんどん開いていく。職員の給与に勤勉手当の支給状況によっては格差が広がってしまうということも考えられるわけなので、そういったことについてどういうふうに考えているのかなということと、勤勉手当は、例えば今回支給する場合に職員の何%の方々が支給対象になるのか、その辺について分ければ教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、勤勉手当については、少なくとも常勤職員については全部対象ですし、お休みになっている方は対象にならないというのは、それは仕組み上の話ですので、あと会計年度任用職員、再任用職員に関しても基本的には対象になっていますので、あまりにも短い労働時間の方は対象にならない方もおりますけれども、例えばたしか週15時間何がしかというルールがあって、ほとんどの方は勤勉手当の対象になっておりますので、なっていない方はいないという理解でよろしいかと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。そうしますと、いわゆる勤勉手当ですから、先ほど申し上げたように、能力、実績ということについての評価は、基本的にはされないで全体に支給するという考え方で本町はやっているということと理解してよろしいのかどうか、その辺、どうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今言われたのは、もしかすると人事評価とかの件でしょうか。人事評価は必ず勤勉手当については、人事評価をやってその人事評価を反映させてくださいという、もうこれは地方公務員法上もそうなっていますので、今回勤勉手当で標準よりも良好、優秀だという方が6名おりましたので、その方については勤勉手当の成績率を10%加算した形で適用しているという状況です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） そうしますと、やっぱり職員間の勤勉手当を含めた給与全体の中では、能力がある人というのはいつまでも能力あるわけですからどんどんどんどん差が開いていく

可能性があると思うんですが、そういうふうな理解でいいんでしょうか。勤勉手当のこと、もう少し詳しく教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、勤勉手当、これは話が混同しちゃうので改定前の話でいきますけれども、良好の場合だと、うちの場合だと100分の102.5かな、勤勉手当の成績率ということで適用しています。先ほど言った10%加算の場合だと100分の112.5と。

ただ、人事評価の業績評価で優秀だった方がBということでそういう割増しの適用をしていますが、人事評価制度うちのほうもやって多分4年ぐらいにはなっているかと思うんですが、やっぱり人事評価の業績評価の部分の難しさというんですか、それをちょっと4年間やってみて改めて感じています。本来であれば、もう少し加算される場所の割合を増やしたいなというところがありますが、なかなかそのすみ分けというか、基準のつくり方が本当に難しいなということを感じていまして、今後、もう少しその割合をちょっと上げられるような仕組み、しかもやっぱり公平性が確保されないそこはいけないなというふうに思いますので、そこは他の自治体の事例とか、国とか県の事例をそのまま使ってしまうと、かなり煩雑、複雑、なかなかちょっと対応が難しいところもありますので、独自の仕組みの中でももう少し、例えばB評価の割合をちょっと増やせるような研究をさらにしていきたいなというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。今後の運用についてぜひ職員間で、いわゆる職務給で考えていたわけでしょう、昔はね。ところが、能力主義、実績主義が入ってきてよくなる人はよくなっていくという、言ってみれば競争なんですけれども、そういう考え方が入ってきて、生活給そのものなのにそこに格差がどんどん広がる可能性が出てくるわけですね。ですから、ぜひ今、答弁あったように、いろいろ研究していただきながら格差が広がらないようにしてほしいと、このように思っております。

次ですが、先ほどから扶養手当の見直しのお話がありましたけれども、今回、今まで6,500円ですか、これは扶養手当分として支給されていたものを令和8年度から廃止をして、令和8年度からは子供1人当たり現行1万円を1万3,000円にすると、こういうことになるわけですが、この現行のベースで見直したときに、これはどういうふうになるのかなあと思ったわけです。今現在、扶養手当は、例えば令和5年度あるいは6年度でもいいんですが、総額幾ら支給されているのか。そのベースで考えたときに子供手当の総額はどれぐらいにな

るのか。そこに差があるのであれば、どれぐらいの差になるのかということが分かれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、令和6年の現時点での総額ということでいえば、約105万円です。これは配偶者、それから子、それから父母が扶養になっている場合もごございますので、扶養手当と言われる全ての額で105万円と。その中で子供の数が78人ということで、配偶者が16人ですから圧倒的に子供のほうが多いという状況があります。あと、重複しますけれどもその中には5,000円の加算の子供さんも24人ですか、24名おりますので、子供の手当が上がって配偶者が下がっても多分総額は増えるんだと思いますが、申し訳ないんですが、そこまでまだ計算が間に合っていないのでしたので、担当のほうでは多分計算していると思うんですが手持ちとして持ち合わせておりませんでしたので、総額としては多分増えるというふうに思っています。以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第76号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第76号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第76号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第77号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第77号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第78号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

議案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第78号松島町町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号 指定管理者の指定について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第79号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） この野外活動センターのところは申込団体は2団体なんですけど、ほかの83号までだと1団体のみだったので、ここが競争性の確保というところではしっかりできているのかなと思って、その辺、どのようにお考えなのかということを確認させていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 野外活動センターの競争性の確保ということでよろしいですかね。（「全部なんです」の声あり）（「全体」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回指定管理制度へ各施設したわけですけども、最初79号だけが2団体から申込みがあってほかは1団体ということで、競争性が保たれたかということでありまして、これは公募ですので同じ条件で皆さんに出して、皆さんが閲覧をし、希望を出してくるということで、逆に公平性については成り立っているかと。

ただ、競争性は逆にここで出すことによって申し込むかと、そういうところも直接判断できる要因も1つあります。そういう意味で、我々として、町側としては少しでも1社でも2社でも多いほうが競争性が高まって、何というか、中身のローリングがうまくできるかなとい

うふうに思っております。そういう中で、1番目は2社あったから競争性は保たれたかなと思いますけれども、ほかについても条件は同じですので、ある程度の競争性、競争性という言い方は、やっぱり相手方の皆さんも見てお話に来ているようですけれども、そこで引いているところもありますので、ある程度の競争性は保たれているのではないかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに、7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。私のほうからは、指定管理者について前段、1番議員もお話しされましたけれども、今回5本上がっているわけなんですけれども、以前も町の指定管理者選定委員会の審議の結果として提案理由にのせてございます。そうしますと、これら全てにおいて平成18年から指定管理制度の下に指定管理者として、町の行政サービスを展開すべきところを指定管理者という形で公の施設の管理をしていただいているということなんですが、この間、何回かそのたびに議案として上がって更新にかかる形で対応しているんですけれども、この審議会において前期というんですか、前の5年だったら5年の期間においての評価があって次の、今回また上がるという形だと思っておりますけれども、その辺、審議上において上乘せというんですか、グレードアップというんですか、その管理状態において審議項目として、こういった点がさらに評価できるなという判断材料を持って再度、議案を提案しているという形で理解していいんですか。その辺は全然変更、変わらないので、あるいは1社だからまたこの業者にやってもらいましょうという形で進んでいるものなんですか、その辺、確認したいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これは議案79号ですけれども、全体的なもので答えになるかと思うんですけれども、まず指定管理して今のお話があって、公募されてきてそれが選定委員会、今回は選定委員12名、私を含めて13名。そして、今までの実績も全部がヒアリング入ります。それから、条件としていっぱいこう書いてあるんですが、新たにどういうことに取り組みますかというヒアリングも行います。それも限られた時間の中でやるわけでありましてけれども、委員からそういう質問があってやり取りをかけ、新たな項目についてはこういうことを考えていますとか、そういうお話をしながら最後に点数評価ではあれなんですけれども、委員の皆さんの合格点、例えば60点とすれば、それ以上になるかならないか。各委員がおのおの項目について判定をしていきながら最終的に集計をし、最後にその辺の結果発表ということで、

後、町長のほうに答申するという形になります。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） その答弁をいただいた中で、ちょっと私がいろいろと町民の皆さんの中で話をいただく際に、指定管理者はいいですよと。しかしながら、施設が時間の経過とともにいろいろと維持管理上も含めて老朽化していて、指定管理者がこれでは利用者にご不便を来すなということで自ら改善している点もあると、そういう指定管理者もいるんだけど、いや、町から受けた内容をそのまま仕様書どおりで維持管理せねばならんと。それ以上に経費増しするような場合は町に相談して対応いただいているとは思いますが、できるだけそういったところの自主判断も含めて対応いただくような指定管理者になってもらえたらなというところを審査の中でというか、審議の中で委員会で付されて審査項目にチェックが入って、よくやってくれているなという判断の下に、副町長からの答弁の内容どおり、合格点の基準を持ってきたら、その上を行っているんですよという答弁内容だと私は理解したんですけども、そういうことでよろしいですかね。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 多分指定管理者が指定を受けて管理していく上で、新しい建物はよろしいんですけども、古い建物になってくると当然、維持管理費もかかる。今回の指定管理の中では物価高騰、光熱費もその辺は加味して各施設考えるわけなんですけれども、その中でも、やっぱり古い建物になると、管理費がどこで何が起きるか分からない。これについては指定管理のおおのの条件の中で、このぐらいは1つの目安として額がこれだけ増えれば指定管理者でお願いしますとか、あとそれ以上、超えれば行政がやりますとか、あとは双方の甲乙の協議でそれは対応していきましょうと。いろんなやり取りをしながら古い建物については取り組んでいると。指定管理者の皆さんといろいろ話合いをしながらこれは進めている。各施設、異なりますけれども、そういう取組方をしているということでご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 指定管理をお願いするに当たってお願いする会社というんですか、一般社団法人であったり、NPO法人であったり、財団法人であったり、その辺の町としての何というのか、今、内容的に何件が一般社団法人で、何件がNPO法人で、何件が公益財団というのは、もちろん、把握はなさっていますよね。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） どういうふうにお答えでしょうか、考えていたんですけれども、全体的な話をさせていただこうかなと思っていますけれども、正直言いまして、今まで言われた各項目についてどれだけの数があるかということについては把握はしていません。ただし、公募をするときは、同一条件で出しますので、NPO法人であったり、何々法人であり、一括して皆さん、閲覧、見ることができますので、相手方としては確認が取れるのではないかなど。

ただ、こちらでどれだけの数があるってということはちょっと把握していません。なぜならば、案件によって相手方は皆、変わっていく可能性もありますので、今から79、80、八十何ぼと行けば、相手方が変わる場合もあります。そういうこともあります、個別に何社あるというところまでは把握しておりません。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 指定管理をお願いするに当たって、最初から例えば株式会社とかであれば、株式会社というのは皆さんの認識的に利益を出してもいいという認識があるので、それなりの高いものを販売しても利用する方は特に不平というか、問題は出ないかと思うんですけれども、最初から例えばNPO法人さんをお願いするとなると、まず国のほうが最初にNPO法人というのは利益を出さないという概念の下で始めたので、後々、結果的には、例えば今ここでは関係ないと言われそうなんですけれども、シルバー人材センターとか、そういう意味で後々は結局自分たちで利益を出すことができないから町で何とかしてくださいという意見が出るのではないかと思うんですけれども、そこら辺の町はこれからその業務委託とか指定管理をお願いするに当たって、そのような全体的な考えはどのように持っているかお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、業務委託、例えば業務委託で物事をお願いするときには、利益とかそういうのは当然、企業努力によっていろいろ利益を追求していただいて結構です。ただ、指定管理、先ほどNPO法人であればということ限定してくると、利益というところが出てくるかもしれません。

先ほど、こちらからお願いという言い方をされていますけれども、今回の指定管理については、相手方がこの施設について指定管理を希望すると、指定管理をしてみたいというところからスタートして、これだけの5年間なら5年間の管理運営費用がかかるということを前提に申出がありまして、我々で考えている試算の内数でありますねということ判断しながら

相手方として今回は選定させていただいております。

ですから、その中で多分細かく部分的に見れば、例えば中の単年度の予算なんかを見たら、相手の編成予算、役所と同じで消耗品から営繕から何からいっぱいあります。そこでプラス・マイナスはあるかもしれませんが、例えばNPO法人であれば、それなりの枠の範囲内で維持管理を受けておるのではないかなと思います。

今回はNPO法人というか、特定医療法人だったりしますけれども、それぞれおのおのの考え方、整理の仕方で枠の中でこの指定管理を受託、今回提案させていただいているということです。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。あと質疑はございませんか。ほかに質疑ございませんか。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 2番米川です。議案第79号に限定してお尋ねしますが、今回2団体から申込みがあったということで、2団体から事業計画書、収支計画書など提出があったと思うんですけれども、事業内容しかり、収支見込みしかり、この規模の指定管理ですと大差はないと想像してしまっていて、そうすると、審議の結果について何か言いたいとかじゃなくて、その審議の過程を詳しく知りたいのでもないんですけれども、その審議上、どういった観点で分かれるのかなと、どういった観点で選定されるのかなという率直な疑問なんですけれども、そのあたりをお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今回2社からの応募がありまして、これまでも行ってきていただいてNPO法人さん、もう1つは警備業務を中心にされている民間の企業様からのご提案があったんですが、やはり事業の中身を見させていただきますと、既存の事業者さん、今回提案させていただいている事業者さんのほうが、やはりこれまでの経験も踏まえて自主事業であったりとか、そういったところで地元をうまく巻き込んだ形で地元活性化も含めた形での提案が非常に大きかったのかなというふうには考えておりました。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今回の審議の大きなポイントは理解いたしました。

あと続いて、これは今回の野外活動センターに限らず、指定管理全般についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、今の答弁も踏まえますと、なかなか従来の指定管理者を変更するというのは、町としては大変な決断なんだなと想像して、すると、児童館の指定管理者を変更されたのを思い出したんですけれども、その変更されたことに何も言うことはない

んですけれども、お尋ねしたいのは、今回もしかり、今回は変更はないんですけれども、指定管理者として手を挙げた事業者を比べるに当たって企業の規模ですね、資本力の差だったり、従業員数の差だったり、そういうのも考慮されるのかなと想像していたわけなんですけれども、指定管理者の選定に当たって調べて大きなポイント、大きな基準というのがあれば今後の参考にしたいんですけれども、そのあたりをお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 大きな基準といいますか、1つの考え方、教育次長も触れましたけれども、まず、1つは町の施設ですので地域貢献、地域を巻き込んでというのは1つの大きな要因になるかと思います。

それから、今お話しありました資産だったり何だったりというのは、あまりそこまでは入っておりません。

ただ、継続して申込みされた方については、今までの経過、運営状況についてどうだったかということころは、委員の皆さんからいろいろ質問をされ、今後、どうするんだという質問をされます。

それから、新たに今回ここでは2社、ここはたまたま、さっき地域貢献はあまり入っていませんでしたんですけれども、どちらかという、これから取り組んでいきたいという、どちらかという、今まで受託というか、委託で受けていたりそういうところがちょっとあって、物事をヒアリングしていくと標準的なお答えであったのかなと、そういうところがあります。ですから、町の施設ということで地域を取り込んだどういう取組をするか、そして、活性化しながら多く利用していただけるか、その辺の発想が一番重要かなと、重要といいますか、そこに重みをおいているというところでもあります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 事業計画書の中身を見ますと、これは1ページ目、4番目です、施設の現状に対する考え方及び将来展望についてということで、円形広場の遊具が老朽化のため撤去され公園としての魅力が低減したとの声も聞かれると。また、公園キャンプサイトについては、公園側サイトはサイト数、収容人数が多いにもかかわらずトイレや流し台が少なく、キャンプ客が多い場合にはキャパシティが不足をしているというようなことも書いてありますし、さらにロッジも老朽化してきた部分が散見され相当規模の修繕が必要になる時期は遠くないと考えられると、こんなふうに書いて、これらの拡充については町の整備計画に委ねるがと、こうなっているわけですね。相当管理上、やはり必要な修繕、改善というものが求

められてきているということだというふうに思います。

決算のとき、私たちもみんなでロジダの視察をしてきたわけですが、そのほかに以前あったたしか絆の森ですか、あそこもいろいろな施設があったんですが、今はすっかり本当の絆の森になってしまった状況になっているのではないかと思うんです。直接これに関わる話ではないのかもしれませんが、この辺について町として将来展望をどう見ているのかですね、もしあればお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） あその場所については、議会のほうでもこれまで度々、現場も見ながら、また協議もされて私のほうにも提案されたと。

あそこに円形広場を造った当時の遊具については、老朽化してきて危ないのではないかということで、一時期、修繕なんかもしたかと思えますけれども、やはりこれはもう撤去してしまうかということで、撤去した後についての利活用を逆に教育委員会で考えてもらおうかということで考えてもらって、今は逆にそこでまた別な使い方で成果が上がっているということは教育長から伺っています。

あと、全体的にキャンプ場とか何かというものについては、令和2年あたりから始まったコロナで、そういった家族的なものの利用というのは増えてきて、どうしても人数が混み合うところじゃなくて、ああいう自然豊かな家族的に過ごせる場所、それが求められてきて、松島は本来はキャンプ場といえば、シャワー設備から何から全部兼ね備えてきちっとやらなくちゃならないんだろうかと。ただ、それはやはり上の建物と下のキャンプ場とをうまく使うことによって1つの指定管理者がうまく調整してもらって、そういったところであその管理者側のほうからキャンプサイトを少し増やしていてもいいですかというお話もあって、それはいいんじゃないかということで逆に伸びていったと思います。ですから、2年、3年、4年と幾つ数、伸びたんですかという、ちょっとそこまでは答えられませんが、そういったことで過去の背景もあって利用形態が変わってきたと。

絆の森については、あいったものについては造ったものはいつか駄目になるので、それはそれであのときの、私も議会側にいたときに予算で町から提案されてそれは造った。それは木製的なものも多々あったので、それはいつか朽ち木化していきますから、それはその後、どうするかというのは今後の問題かもしれませんが、また逆に今、今野議員が言うように、自然の森に返していくかもしれませんが、それは1つの形でそういうふうにならざるを得ないと思うんです。

ですから、そういった利用形態をしっかりと捉えていただいて、そちらの運営しているサイトとうちの教育委員会のほうでうまくお話をさせていただいて、そこにうまく子供たちが共有してもらうような考え方でこれからも進めていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 何というんですか、コロナで家族単位で楽しむとか、そういう傾向が強くなったのかなあということで、そういう経験をする、多分それは忘れ難い記憶になってそういうものがずっと定着をして今後も増えるのかなあ、そんなふうに想像するわけです。

今日、定例会が終わった後に全員協議会があって子育てのほうの計画をやるわけですが、そういうもののアンケートの中には、何ですか、やっぱり広い公園が欲しいとか、そういうことも含めてあって、町内で広い公園というと、やっぱり町民の森、こういったところが想像できるわけですが、こういったところに対する手当てというものも必要なのかなど。何か物を造れというだけではなくて、そういう楽しめる公園といいますか、そういうものも必要なのかなというふうに思った次第です。ぜひそういう公園になるように、管理者も含めて町も一緒になって造っていただきたいなというふうなことだけ申し上げて終わりにします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第79号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第80号 指定管理者の指定について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第80号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 健康館なんですけれども、デイサービスという性格上、お風呂を使って湿気も多いというふうなことです。普通の建物に比べてそういうふうな利用をしていると。それで、やはりこの建物は大変古く、そして、木造というふうなことで、やはり木造建築は湿気を嫌うもので傷みが激しいというふうな形になっております。以前も改修を行っていましたが、今後5年間、指定管理をお任せする上で建物の安全性というふうなのは大丈夫なのか、その改修計画というのは何か考えていらっしゃるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 健康館のデイサービスにつきましては、日々、利用している施設でございますので、町としても指定管理の選定の時期だけにかかわらず、定期的に現場に担当が訪れて状況を確認しております。

その中で施設職員の方などから、不具合などがあって修繕が必要な際には協議を行って事業者と話を行って対応してまいりました。ご存じのとおり、老朽化している施設でございますので、町としては利用者と職員の方の安心と安全が確保できるのかということが一番心に懸念されているところではありますが、そういったことをいつも確認をしながら事業を進めていただいているところです。

今後、大きく改修をする予定があるのかということのご質問については、大きな改修をする予定はございません。その中で5年間の指定管理の中で事業が行えるかどうかということも含めて今回も応募していただいたということで町は考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 取りあえず5年間は多分大丈夫だろうというふうな仮定の下に、今回はお任せしたというふうな形でよろしいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 町も5年間、大丈夫だろうと思って公募し、事業者さんのほうも大丈夫だろうと思って応募してもらったものと評価しております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） この建物は、あとどのくらい使えるかというふうな何か町の考えとしてはあるのでしょうか。やはり大分老朽化というか、大分古い建物なので、そこら辺の計画というふうな見通しというのは何かあればお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これはさっき、齊藤課長のほうから最初に答弁されたように、当面5年ということで考えていきたいというお話でありまして、その先は考えていないと、考えていません。ですから、それ以降も町で考えるのかということであれば、考えていない。

もう1つは、全体的に担当課長とも、それから庁舎内でもいろいろお話し合いをしているんですけども、健康館については、これまで議会からもいろいろお話しされていろんなところを改修してきました。結構お金もかけていろんなものやってきたと。あの建物は昭和2年前後だと思っただけけれども、そうすると100年だと思っただけですね、5年来れば。その建物を維持して使うかということ、構造建築物として資産的に残していく建物ということでも、文化財として残すという建物でもないということを考えていかなければならないし、もう1つは、世の中の現象で、あそこを始めたときのデイサービスはあまり数がなかったんですが、今、町内にはデイサービスをやっている民間の方々が大幅増えてきているということも兼ね合いますので、そういったところのことも鑑みながらこれからは3年先、5年先をしっかりと考えて、町もそこにどう対応していくかということは常に関与していく必要があるというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井靖君） 5年というふうなので途中でも見直しというのが多分入ると思いますけれども、ぜひ指定管理者の方々とよく話し合いを行ってもらって、そして、安全な運用をしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第80号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第81号 指定管理者の指定について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第81号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第81号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第82号 指定管理者の指定について

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第82号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。参考までになんですが、この提案された中に添付された計画書があって、資料の2に収支予算書がついているんです。収支予算書で気に留めているのは、人件費部分が今後5年間、変動がないんですね。前の2件、ほかの部分については毎年毎年、それなりに人件費を上げているような状況ですね。その辺についての審議対象にした際に町としてどのように捉えているのか。要するにこういった業務をする上での部分で、ほかの介護関係の職員に対してはある程度、国も含めてですけれども盛んに人件費の部分でこ入れ策も含めて入っているかと思うんですが、この部分についてはその辺の論議というのはなかったものかどうかということだけちょっと確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） この品井沼農村環境センターについてなんですけれども、人件費については、ご覧のとおり、5年間、全て同じ金額ということになっているわけなんですけれども、これは施設さんのほうにもちょっと確認をさせていただいたんですけれども、全

体の指定管理の委託料の中で平均というか、横並びで並列したというなお話で、人件費については毎年、高騰、増額されるものですから、指定管理料の委託料全体の中で人件費、それから事務費、管理費、委託費の中で弾力的な運用を町のほうでもお願いしております、人件費が上がればその事務費から委託費の中で調整を取ってもらうというような形をお願いしております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 答弁のことについては理解しているんですが、事業者側、受け手側の事業者側としては、やはり町からお仕事を頂くという観点でいくと、なかなかその辺の5年間分をプールして平均で単年度、幾らというふうな形でというのが、どうしても見方としてこれも1つの方法なんだろうとは思いますが。

ただ、ほかの前段の部分なんかと比較すると、この件を所管課として突き合わせした場合には、所管課は産観ではないんだろうと思うんですけども、その辺の部分、何か話合いの中に入れて遠慮なくどうぞというところの話があったのか否かというところで、ちょっと確認を取らせてもらえたらなと思ったので聞きました。なお、その辺も今後の課題に据えていただけたら助かるなと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁は要らないですね。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第82号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第83号 指定管理者の指定について

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第83号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第83号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第84号につきましては一般会計補正予算になります。

ここで、休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、再開を11時15分にします。

休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第12 議案第84号 令和6年度松島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第84号令和6年度松島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 3つほどすみません。

まず、移住支援金の増加はいいなと思うんですが、この辺がどれくらいの設定だったんだけれどもこれくらい増えてというのが、ちょっと詳細が分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 当初予算で100万円ほど見込んでおったんですが、今現在で2件ほど該当がございまして、1件は単身の方、それから2件目として今回補正にも影響するんですが、旦那さん、奥さん、子供さんの3人家族の方が今回うちのほうに移住していただくに伴いましての補正となっております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

あと、主要事業説明資料の1のガバメントクラウド接続回線のところで、クラウドサービス事業者はここにAmazonだとかMicrosoftだったりとかと書いてあるのですが、回線事業者というところはこういったところが見込まれているのかということと、あと、運営管理補助者というところがあるんですが、こういったことをやってもらうのかということと、そこをちょっとご説明していただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） うちで今、委託している業者はAmazonと提携を結んでおるところでございますので、このAmazonを使わせていただくこととなっております。

それから、今回の補正なんですが、管理運用補助者を立てまして専用回線の提供、それから保守契約、それから回線運用管理の補助を主な業務としております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。Amazonではないということですよ。もう一度、お願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 当町のベンダーはAmazonのほうを今、選択する見込みとなっております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。回線事業者もAmazonというところで、これ資料の中でもベンダーロックインを解消できるというところではあったんですが、これは初回契約3年間で回線接続をしてもらって運用管理補助者も3年というところになると、新たなベンダーロックインが発生するんじゃないのかなと思ったりもするんですが、その辺はどうお考えなのか、教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 標準化に係るサービスを新たにこれから始まることになっております。それで、より有益なものに切り替えることも視野に入れまして、まずは3年という見込みを立てたところでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。これはほかの事業者にも簡単に切替えができるような業務内容なのかということだけ、すみません、最後に確認。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） この業務を行える業者は複数ございますので、その辺も考慮できるかなと思っております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

続いて、主要事業説明資料の2のほうなんですけど、小中学校のネットワーク通信環境調査のところ、これは調査をするとは思いますが、調査の結果で調整が必要だとなった場合は7年度に発生するということではあるとは思いますが、調査の場合だと国の補助が入っているんですが、調整の場合だとまだどれくらいになるか分からないということなんですけど、これはまだやってみないと分からないと思うんですが、調整というのは少なからず発生するものなのか、どのような、予算的にどれくらいなのかということを見込んであるものがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 現在のところ、どれくらいに調整が必要になるのか、またどれくらいになるのかというのは想定していない状況です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員、よろしいですか、菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 調整が必要になって物すごい金額になるという可能性もあるということ、いいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず何で担当で答えられないかということ、定まっていない、国のほうが。これはGIGAスクールを進めたのは国のほうで、どんどんどんどんと我々自治体に下ろしてきているわけなんで、これからまた次に行くときにどうするんだということとの予算の中で、今年の県の町村会であれ、どの団体からでも国への要望の中に、令和7年度の要望の中にこの辺についての予算の手当てをしっかりと明確に解答していくようにということで今、

出しているのです、国のほうの考えがきちっとまとまらないと、この辺については先が不透明なところがあるというためにそういう答弁になっております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。そうであれば、そうですね、持ち出しとかも発生する可能性もあると思いますので、その辺をしっかりとやっていただければと思います。以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。米川議員。

○2番（米川修司君） 2番米川です。この小中学校のネットワークアセスメント事業の続きで質疑させていただきます。

今年度の当初予算に計上されていないというのはちょっと違和感はあるんですけども、それよりも気になるのが、現行のタブレットリースであります。現在、再契約の最中でして令和8年2月から再々契約を見込んでいるんですけども、再々契約の期間が2か月だけということで途中解約だと見ていますけれども、途中解約しても再リース料は返金されないと思うんですが、これは来年度予算でも想定しているのか。

あと、私が議員になる前ですけども、当初、リース契約が2月スタートということで年度スパンでなかったんですけども、その経緯もちょっと知りたいところですが、この途中解約の見込みについて今、想定していることをお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） このリースのタブレットにつきましては、LTE機といたしましてネット環境、Wi-Fi環境が整っていない方に対する端末の再リース契約ということで、こちらにつきましては令和8年3月31日までの契約ということになりまして、それ以降につきましては、次期タブレットのほうになります、そちらのほうでは無料Wi-Fi、すみません、Wi-Fiが簡易にできるスポットWi-Fiですか、スポットWi-Fi的なもので運用をしていくということにしておりますので、ここで契約は3月31日までということでの契約としているところです。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 令和8年度以降の運用については分かりましたけれども、その途中解約について返金されない分が10か月分なんですけれども、金額は幾らくらいを想定していますか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） すみません、今、金額のほうはちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんでした。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 私の認識では、途中解約ですと、未経過分のリース料は戻らないという認識なので、そのあたり把握していただければと思います。

あと、もう1点だけ質疑させていただいて、提案理由書の2ページの一番最後ですけれども、8款土木費6項1目住宅管理費についてであります。今回、本来の家賃との差額を遡及して還付するというので、私なりに調べまして詳細は理解したつもりなんですけれども、それで今回の還付というのが恐らく令和元年度以降の分だと推測してしまっていて、すると、平成30年度以前の分をどうするか気になってしまっていて、平成30年以前の分も還付する必要があるかと思っているんですけれども、具体的にどのような手続で居住者に還付する予定なのかお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、岩淵建設課長。令和30年以降の家賃はどうなんですかということですね。（「30年以前です」の声あり）以前、失礼しました。岩淵建設課長。

○建設課長（岩淵茂樹君） まず、還付金の概要、今回なぜこういうことがあったのかの概略だけ説明して、あと残り分については今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回の還付でございますけれども、こちらにつきましては既に新聞等で9月ぐらいでしょうか、新聞で報道されているところがございますが、公営住宅の家賃算定時に誤りがありまして、一部の入居者から家賃を過大に徴収したことが判明したということで、家賃還付に係る所要額の今回補正をさせていただいたというような状況でございます。

今回はあくまで10年という形で還付を予定しております。予定につきましては、民法の規定に基づきまして消滅時効の規定、こちらを運用させていただきまして、10年分を還付させていただくということで、合計しますと32万8,000円という形になります。

こちらの対象者につきましては、全体で言いますと世帯が7世帯という形になります。7世帯の方に対して32万8,000円の還付を行うと。行う期間につきましては10年ということは今、我々としてはこちらのほうで補正を上げさせていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。私の推測が誤っていて5年分の還付だと思っていたんですけれども、実際は10年分ということで分かりました。

すると、平成26年以前の分は、消滅時効が適用されて還付義務が発生しないということなのかなと解釈したんですけれども、町としてはそういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） お答えいたします。

我々、実はデータを持っている期間というものがございます。我々も一応基本的には民法の消滅時効の規定に基づきまして現年分、本年度分プラス残り10年分という形になりますので11年分のデータを持っているという形になりますので、こちらにつきましてはこれの中で全てやらせていただきたいと。

よく5年という話が出てくるんですが、会計規定上では保存年限は5年なんですね。あと、消費税が入る場合については今現在変わっておりまして7年という形になっておりますが、今回は還付という形になりますので最長の消滅時効の10年という形を取らせていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「分かりました。以上です」の声あり）

赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 私からもただいま質問あった16ページの8款6項1目住宅管理費について、提案理由書に書かれている内容からいろいろと感じて質問に及んでいましたので、まずこの該当する町営住宅はどちらの町営住宅なんですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 該当者というのは、町営住宅という概念ではなくて、その対象者となりますので、すみません。申し訳ありません。200万円のほうでございますが、修繕のほうでございますね。

修繕につきましては、今回町営住宅のほうの新高城と華園のほうを重点的に考えております。

今回の修繕、なぜ今回200万円発生したかという部分からご説明しますと、通常、修繕につきましては年間、退去に係る部分が多くて退去が4件とか、5件、要するに出ていかれるという部分が多くて、例年ですと4件ないしは5件なんですが、今回は現段階においても既に8件を超えている状況でございます。

退去修繕に係る費用というのは、通常修繕と比べますとハウスクリーニングをはじめ金額がどうしても大きくなってしまおうという傾向がございまして、今回この部分の予算、通常ですと400万円で間に合うところだったんですが、それがちょっと今回は間に合わないという部分があったので今回補正の増額をさせていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 町営住宅に入られて町営住宅での施設の恩恵を受けてということでしょうが、町内に転居なされる方々ですかね、それ以上、深くは聞こうとは思いませんけれども参考までに。

○議長（色川晴夫君） 岩淵課長。

○建設課長（岩淵茂樹君） 具体的なところまではちょっとなかなか言いづらいんですが、今回実は退去される方で多かったのが、高齢によりお亡くなりになって退去されてしまう。要するに独り住まいの方で亡くなって退去したという方が、やはりどうしても件数的には多くなっている傾向でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 残念なことに、例年のケースからいえば4件なり5件程度のところが、もう既に8件だということで今回の修繕の補正予算が上がっているわけなんですね。

それと、先ほど出ましたけれども、還付金についての部分なんです、これは7世帯に対してということですが、同一住宅内での部分ですか、それとも何か所かに点在していてそれがトータル的に7世帯になってこの補正額になっているんですが、その辺のお話をちょっとお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 岩淵建設課長。

○建設課長（岩淵茂樹君） そちらについてお答えさせていただきたいと思います。

あくまでも還付につきましても、一定の条件があって初めて還付するという形になります。概略だけご説明しますと、要するに今回の場合は扶養控除という部分の控除の部分を忘れてしまったと、抜けてしまったということが原因でございます。ということは、扶養控除を受けるためには最低2人以上が住んでいなければならない、かつ、高齢の方でなくてはならないといった条件がございますので、ですので住宅という観点よりも今回の場合ですと、やはり点在しております。町内の町営住宅に点在してその条件に該当した人たちが7世帯あったということで我々としては認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 分かりました。ちなみに、今回8件の方が退去されていますけれども、その中にはそういった該当した方はおらなかったということで、いなかったということよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 多分今のご質問というのは、今回の7世帯に関しましてお亡くなりになったとか、そういった部分があったかという部分だと思うんですが、今回はあくまでも10年分を遡ってますので、当然亡くなって家族の方が相続し継続して居住しているという形になりますので、そういった方につきましては2世帯おります。それ以外で、例えば途中でいなくなったとか、そういう部分で本来返すべき人がどうなんだという話になるかと思いますが、そういう人に関しましては、我々全て調査した結果、おりませんでしたので、全ての対象者のほうにお返しするという形になります。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 1つは、震災復興特別交付税の返還金ですか、あるんですが、3億3,356万5,000円ですか、計上されております。ちょっと前に戻っていろいろ見てみましたら、特別交付金の返還金、令和4年度から始まっていましてトータルで大体6億円ぐらいですか、返還されているという形になっているんですが、あと、今後、どれぐらい予想されるのか、これで終わりなのか、その辺をちょっと確認させていただきたいということが1点でございます。

もう1つ、本文の中で債務負担行為の表ございますけれども、その中に何か学校給食の委託料関係のやつがあったと思うんですが、これはまだ多分新たな契約はしていないだろうと思うんですが、こういう予算計上になっている理由というか、その辺、お聞きしたいと思ったんですが。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 震災復興特別交付税の3億3,300万円の返還のほうについてお答え申し上げます。

今野議員からお話しあったとおり、令和4年度、5年度とこれで3か年目になります。この返還が確定したというのは、令和3年度の東日本大震災復興交付金の額の確定に伴って裏負担分が調整、まだ未調整もあるので今後、これくらい返還するであろうというふうになってきた今年度になります。

今後ということにつきましては、今回が最終年度となりますのでこれで最後ということになっております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 学校給食センターの債務負担行為につきましては、学校給食

センターの調理業務のほうが令和7年3月31日で終了するということもありまして、今後、発注業務に当たりまして債務負担行為を今回改めて設定させていただいて、業務を行うということになっております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 要するに、まだこれから発注業務なので予算がもう確定してしまうと発注業務がそこに制約されてしまうのではないのかなと思ったんですよ。こういうことも本来必要だったのに予算がこれしかないからこれ以上はできないよという話になってしまうような気がして、ちょっと逆なんじゃないかと言ったらおかしいんですが、通常ですと、事業者さんを選定して仮契約をして議会の議決がある。それに合わせて債務負担行為をしていくのがいいんじゃないかと思ったものですから、その辺、どうだったのかと思ったんですが。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今回発注する際に、やはり債務負担で予算がなければ発注業務というのができないということもありましたので、こちら債務負担のほうを設定させていただいているんですが、債務負担の額等も人件費の高騰だったり、賄い材料費の高騰ということもありますので、その辺を加味した形での金額を債務負担として今回設定させていただいているということになります。あくまでも限度額という形で設定しております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。10款教育費2項1目G I G Aスクール構想のところ、1点分らないというか、前に決算議会のときにお聞きしたW i - F i環境が第二小学校の旧幼稚園のほうの部分で環境が悪いというようなことを聞いたんですが、そういう部分について調査なさるのかなというのでお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今回の業務につきましては、学校全体を調査するような形になりますので、もちろん、放課後児童学級のほうで使っている部分の状況も全体の中には入ってくる形にはなるかと思えます。それ以外にも体育館であったりとか、そういったところまでW i - F iの無線アクセスポイントがありますので、全体的な形でどのくらいの通信速度が確保されているのかというのを、色で可視化できるような形で判断できるような資料を作るような形になっております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 現在、ひまわり学級では結局第二小学校はタブレットを持ち帰りをしていまして宿題なんかもタブレットで提出されているようなので、皆さん、学校はWi-Fi環境が悪いものだから本校舎のほうの近くに偏ってみんなまとまってWi-Fiのタブレットで宿題をやっているっていう状況があるので、早急にその確認をしていただいて、学校の環境をつくってあげるというのが私たちの役割だと思うので、ぜひその辺も確認した上でお願いしたいなというのと。

何か第一小学校とかは持ち帰りをしていないとか、いろいろ学校によっても違うんだと思うんですけども、私たちも今回から使い始めたんですが、早めに慣れて活用できるように子供たちについてもお願いしたいなというふうに思います。以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかにございますか。高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 私も7ページの消費税、復興交付金の返還金というのは、予算とか決算で何回かお聞きしたので、先ほどの今野議員の質疑でこれで最後ということだったんで、恐らく松島大橋の架け替えですか、あれがハード事業としては恐らく最後だったので、いろいろ補償金とかがこの前の議会で出ましたので、それで恐らく最後になったんじゃないかと思っているんですけども、ハード事業は大体終わったと思うんですけども、ソフト事業で家賃の低廉化とかなんとか、今でもあれはやっているのか、そういうソフト事業の復興交付金絡みでやっていて、それがもし行っているんでしたら、そういうのが返還金とかが今後、生じないという安土財務課長の答弁がありましたけれども、そういうのは心配は要らないのかどうか、その確認をお願いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。今回の震災特交の返還金の中にはもちろん、返すものもありますが、反対に追加交付を受けたものと差引きで3億3,300万円ほど計上しております。その中には災害公営住宅の家賃の低廉化分と地方税収の減収分、震災に伴う減収分の影響分について1,100万円ほど追加交付になって、差引きで今回の返還金となっております。以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ガバメントクラウドの件で質問させてください。

まず、なぜこのガバメントクラウドを選択したのかということで、Amazonさんということだったんですけども、ほかのクラウドサービスさんとの比較検討は行われましたでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 当町で委託している業者がAmazonのほうを選択している状況となっているため、うちのほうではその業者とAmazonの関係でガバメントクラウドに移行するという考えでおります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今後の展望についてお伺いいたします。この業務委託を通じてどのような行政サービスの改善や新たなサービスの創出を目指しているのかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 標準化によるメリットということでお答えさせていただければと思います。

1つは行政運営の効率化でございます。これは制度改正とかがあったときに改修も容易になるため、すぐに業務に反映させられるというのがまず1つメリットです。

それから、そのことによりまして住民サービスや住民の利便性が向上するのではないかとということでございます。

それから、各省庁、各自治体と連携を実現することによって、そのような制度に差が出ないよというんでしょうか、こういうのも平準化されるということでもあります。

あと最後に、制度改正のカスタマイズの費用が標準化になると、基本不用となってくることから既存ベンダー、既存の電算会社に頼らない、いわゆるベンダーロックインの解消にもつながるといことがメリットでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、住民への影響について質問させていただきます。この業務委託が住民サービスに与える影響はどのようなものですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 先ほども申し上げましたが、制度改正時とかに改修も容易であることになりますと、例えばなんです、新型コロナが発生したときに政府の新しい指針がいろいろ公表されておりましたが、その都度その都度、自治体の迅速な対応が求められておりましたが、標準化されたシステムの下でありましたらこのような変化にも追従しやすくなるということでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、今の内容のことを住民への説明会や情報公開はどのように行

う予定ですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 今、具体的にはあれですが、まずは、そうですね、広報とかホームページでお知らせすることちょっと検討をしたいと考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかがございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第84号令和6年度松島町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第85号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第85号令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第85号令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第86号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第86号令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第86号令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第87号 令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第87号令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第87号令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第88号 令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第88号令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第88号令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第89号 令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第89号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第89号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第90号 令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第90号令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第90号令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査・調査について

- 議長（色川晴夫君） 日程第19、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員会の委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。件名一覧はお手元に配付しております。審査及び調査件名を事務局長より朗読させます。千葉局長。

- 事務局長（千葉浩司君） 朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表、令和6年第4回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

広報広聴常任委員会、議会広報の編集、発行及び配布。議会における情報通信技術の活用。議会報告会及び一般会議の開催に必要な企画及び調整。広報及び広聴の活動により明らかになった政策課題の整理。

令和7年3月定例会。

議会運営委員会、次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。

令和7年3月定例会。

以上です。

○議長（色川晴夫君） お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

本定例会に付議された審議は全部終了いたしました。

令和6年第4回松島町議会定例会を閉会します。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午前11時57分 閉会